反貧困ネットワークあいち御中　　　　　　　　　　　　　申込日　　　　年　　月　　日

〒453-0014　名古屋市中村区則武一丁目
10 番 6 号　名古屋法律事務所内
Email：info@hanhinkon-aichi.net
FAX：052-451-7749、TEL：052-451-7746
郵便振替　00800-6-190393
口座名義　反貧困ネットワークあいち

会員・サポーター入会申込書

「反貧困ネットワークあいち」の目的、規約および申合せ事項に賛同し、以下の内容で申し込みます。

種別（いずれかに○）

会員（総会での議決権あり）／**サポーター**（総会での議決権無し）

＊ただし、会員については、規約第４条２項の規定により、幹事会の承認が得られない場合は、入会を認められません。その際は会費を返金します。

会費あるいは賛助金額（1000 円/口、一口以上） ＊手取りが生活保護基準額と同等と認められる場合には免除	円		
氏名			
所属団体／資格等			
連絡先（住所など）	〒		
電話番号	―　―	FAX	―　―
電子メール			
電子メール以外の連絡を希望	FAX　郵送（希望に○）		
会員用メーリングリストの参加希望（いずれかに○）	あり　なし		

以上

会員、サポーターを申し込まれた皆様へ

規約等についてのご案内

このたびは、お申し込みありがとうございました。お申し込みいただいた内容に基づき、手続きを進めます。現在、会員＆サポーターの皆さんに守って頂くルールが３つあります。ご確認のほどお願いします。

添付資料１　　会員＆サポーターメーリングリストの運用ルール
添付資料２　　反貧困ネットワークあいちにおける申合せ事項
添付資料３　　反貧困ネットワークあいち　規約

（添付資料１）会員＆サポーターメーリングリストの運用ルール

・メーリングリストでは、会員相互の誹謗中傷を行ったり、反貧困ネットワークの一致点に反することを行わないで下さい。

・事務局で決めた管理人がおり、管理人が発言停止や ML からの退会などの権限を持っています（総会等での合意事項)。その際は指示に従ってください。

（添付資料２）反貧困ネットワークあいちにおける申合せ事項

１）反貧困ネットワークあいちの一致点

・反貧困ネットワークあいちは、規約に書かれた目的のために集まった市民からなる団体である。
・会員は対等平等である。
・会員は、意見の相違を認め合い、一致点を大切にする。
・会員相互の誹謗中傷を行わない。
・反貧困ネットワークあいちおよびその会員は、いかなる暴力的な手段による問題解決をも行わない。

２）役員の責務

・ネットワーク全体のために活動すること（私的な利益、特定の団体の利益のために利益誘導をしたり、役員の地位を利用しない）。

３）会費額等（年額)

・会員　　会費　一口 1000 円。　・サポーター　　賛助金　一口 1000 円。

＊ただし、月収（手取り）が生活保護基準額と同等と認められる場合には、会費・賛助金を免除する。

＊＊

反貧困ネットワークあいち事務局
〒453-0014　名古屋市中村区則武一丁目 10 番 6 号　名古屋法律事務所内
Email： info@hanhinkon-aichi.net　WEB：http://hanhinkon-aichi.net/
FAX：052-451-7749、TEL：052-451-7746
郵便振替　00800-6-190393　　口座名義　反貧困ネットワークあいち

（添付資料３）反貧困ネットワークあいち　規約

（名称・所在地）
第１条　　本団体は「反貧困ネットワークあいち」と称し、事務所を名古屋市に置く。

（目的）
第２条　　本団体は、貧困の脅威に直面する人々が、社会および行政から人間らしい生活（衣食住、健康、労働、教育など）を実際に保障され、誰もが自分自身に尊厳を持ち、違いを認め合いつつお互いに助け合い、生き生きと暮らすことができる社会を築くことを目的とする。

（活動内容）
第３条　　本団体は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
１） 貧困問題に取り組む団体および個人の協力を促進するため、特に愛知県およびその周辺地域で、それぞれの立場、意見の違いを超えた幅広いネットワークを形成する。
２） 市民および関係団体と連携し、行政、各種団体に対して、時宜に応じて積極的かつ責任ある提言、要請を行う。
３） 「貧困」に苦しむ市民に対し責任を持って対応できる、アクセスしやすいワンストップの相談会を開催し、また、行政に対しても同様の相談会の実施を要請する。
４） 貧困問題に関わる関係者間の情報交換、経験交流、意見交換、討論の場を設ける。
５） より多くの市民や各種団体を対象とした、貧困問題の理解を深めるための各種勉強会、講演会、シンポジウム、集会などを開催する。
６） 国内外の貧困問題に取り組む市民、団体およびそのネットワークとも連携し、活動を進める。
７） その他、目的達成に必要な事業を実施する。

（会員・サポーター）
第４条　本団体の会員は、この団体の目的に賛同して入会した個人とする。
２　会員となろうとする者は、入会届を提出し、幹事会の承認を受けなければならない。
３　会員は、総会に出席し、議決権を行使することができる。
４　会員は、別途定める会費を納入しなければならない。ただし、幹事会が認める場合はその限りではない。
５　会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退会届を提出したとき
（２）会員が死亡したとき
（３）１年以上会費を滞納したとき
（４）除名されたとき
６　会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明

の機会を与えなければならない。
（１）この団体の規約等に違反したとき
（２）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
７　本団体は、会員とは別に、別途定める賛助金を納入した個人をサポーターとする。

（役員）
第５条　　本団体に次の役員を置く。
　１）　幹事１０名以上３０名以内
　２）　会計監査１名以上２名以内
２　役員は、会員の互選により総会にて選出し、任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
３　幹事の互選により、代表（３名以内）を選任する。また、副代表（３名以内）を選任することができる。
４　代表は本団体を代表し、業務を総理する。
５　副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
６　会計監査は、本団体の財産の状況を監査する。会計監査は、他の役員を兼務することができない。
７　役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（総会）
第６条　　総会は本団体の最高意志決定機関であって、会員をもって構成される。
２　年１回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。
　１）　事業計画・報告
　２）　予算・決算
　３）　団体規約改正
　４）　役員人事
　５）　その他の必要な事項
３　総会の定足数は設けない。議決権は一人一票とする。総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成によって決定する。

（幹事会）
第７条　　幹事会は、幹事をもって構成される。
２　幹事会は代表が招集する。
３　幹事会は本団体の日常的な運営について協議し、業務を執行する。
４　幹事会の定足数は幹事総数の３分の１とし、幹事会の議事は、出席した幹事の過半数の賛成によって決定する。

（常任幹事会）
第８条　　代表は、幹事会の承認を得て、４人以上の常任幹事で構成する常任幹事会を設置することができる。
２　常任幹事は、代表が指名する幹事とする。
３　常任幹事会は、幹事会から委任された事項および代表が緊急に処理すべきと判断した重要な事項を議決する。
４　常任幹事会において議決した事項は、幹事会に報告する。
５　常任幹事会の議事は、常任幹事の過半数の賛成によって決定する。

（事務局）
第９条　　この団体の事務を処理するため事務局を設け、事務局長および職員を置くことができる。
２　事務局長および職員は、代表が任免する。
３　事務局は事務局長が統括する。
４　事務局長は幹事を兼務することができる。
５　事務局に関する規定は、幹事会の議決を経て、別に定める。

（部会）
第１０条　　この団体の事業を円滑に進めるために、部会を設置することができる。
２　部会は、幹事会で承認を受けた会員またはサポーターで構成する。
３　部会に関する規定は、幹事会の議決を経て、別に定める。

（会計年度）
第１１条　　本会の会計年度は、毎年6月1日より5月31日までとする。

〔付　則〕この規約は、２０１０年5月３０日より施行する。
２　上記規約第１１条の規定に関わらず、初年度の会計年度は、２０１０年5月３０日から２０１１年5月３１日までとする。